◎新潟県告示第1099号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成25年9月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 291号
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅	員 延	長	
南魚沼市西泉田字沖3番5から			(A) 6. 0~18. 0メート/	レ 1.764.9メート	1,764.9メートル	
同市坂戸字町浦888番1まで		新		1, 101, 05	1, 1011 07	
南魚沼市東泉田字赤谷内495番2から			(B) 16. 0∼40. 5メートル		1,525.0メートル	
同市坂戸字町浦888番1まで				ル 1,525.0メート		
南魚沼市西泉田字沖3番5	から					
同市坂戸字町浦888番1まで	5	旧	6.0~34.8メートル	1,882.7メート	トル	

- 備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
 - 2 路線の重用
 - 一部区間県道六日町停車場線及び県道大月六日町線と重用